

重要事項説明書

<契約概要>・<注意喚起情報>は、ご契約に際し、お客さまに十分に内容をご理解・ご了承をいただきたい重要なことがらが記載されています。保険契約のお申し込みに先立ち、必ず内容をご確認ください。

I. 契約概要（ご契約の内容に関する重要な事項のご説明）①

1. 商品の仕組みについて

ご契約の際にご注意いただきたい事項

この保険は自転車で行中、歩行者に衝突しケガを負わせ賠償責任が発生した場合や、事故でのご自身のケガが発生した場合、事故でのご自身のケガについて保険金をお支払いします。また日常生活中に発生したご自身のケガやひったくりに遭った場合についても保険金をお支払いします。詳細については「2. 保障内容について」をご確認ください。

2. 保障内容について

保険金をお支払う場合

傷害入院保険金

被保険者が保険期間中に発生した不慮の事故によるケガで事故の日から180日以内の期間に入院した場合、入院日数30日を限度とし所定の傷害入院保険金をお支払いいたします。この場合においても、傷害入院保険金は事故の日からその日を含めて180日を経過した後期間に対しては支払いません。

一回の入院の定義について

傷害入院保険金

被保険者が同一の事故により傷害入院を2回以上されたときは、継続した1回の入院とみなします。

ひったくり損害保険

被保険者が日本国内において保険期間中に、ひったくり損害を被った場合。ただし、被保険者がひったくり損害を被った後、遅滞なく所轄の警察署に被害の届出を行ったことを条件とします。

個人賠償責任保険

被保険者が保険期間中に日本国内において発生した次に掲げる偶発的な事故により、他人の身体の傷害または財物の損壊に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合、個人賠償責任保険金をお支払いします。（配偶者等が負った賠償責任を被保険者が負担した場合を含みます。）

- ① 被保険者または配偶者等の居住の用に供される保険証券記載の住居（敷地内の動産および不動産を含みます。）の所有、使用または管理に起因する偶発的な事故
- ② 被保険者または配偶者等の日常生活に起因する偶発的な事故

被保険者の損害の範囲について（個人賠償責任保険）

この契約における被保険者の損害の範囲には、以下の方（以下、「配偶者等」といいます。）が負われた賠償責任を被保険者が負担されたことによる損害を含みます。

- ① 被保険者の配偶者
 - ② 被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族（6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。）
 - ③ 被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- ※ 個人賠償責任保険は1家族1契約となります。ご家族でご加入の場合でも、てん補限度額は1,000万円となります。

お支払いする保険金の範囲について（個人賠償責任保険）

法律上の損害賠償金のほか、会社の書面による同意を得て支出した訴訟等に要した費用や示談交渉費用等をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

傷害入院保険

- 保険契約者または被保険者の故意または重過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- 被保険者が法令に定める酒酔い運転、酒気帯び運転またはこれらに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 被保険者の疾病、脳疾患または心神喪失によるとき
- 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置によるとき
- 原因の如何を問わず、頸部症候群または腰痛で他覚症状のないもの
- 地震、噴火、または津波によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき
- 山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー、リュージュ、ボブスレー、超軽量動力機搭乗およびこれらに類する危険な運動中に生じた傷害を原因とする場合

ひったくり損害保険

- 被保険者の故意もしくは重大な過失により損害が生じたとき
- ひったくり損害を被った物品が預かり品およびレンタル品の場合

個人賠償責任保険金

- 保険契約者、被保険者、配偶者等またはこれらの者の法定代理人の故意によるとき
- 被保険者または配偶者等の心神喪失または指図によるとき
- 地震、噴火または津波によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき
- 被保険者または配偶者等の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- もっぱら被保険者または配偶者等の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者または配偶者と同居する親族に対する損害賠償責任
- 被保険者または配偶者等相互間で発生した事故による身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 被保険者または配偶者等の使用人が被保険者または配偶者等の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者または配偶者等が家事使用人として使用する者を除きます
- 被保険者または配偶者等と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者または配偶者等が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者または配偶者等、またはこれらの者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

I. 契約概要（ご契約の内容に関する重要な事項のご説明）②

3. 引受条件(保険金額・保険料等)について

ご契約可能な年齢について

保障開始日の被保険者(保障の対象となる方)の年齢が、満3歳から69歳までの方が新規にご契約いただけます。満69歳までにご加入いただいた場合、満89歳までご継続いただけます。

保険金額について

- 各プランの保障内容・保険金額については、パンフレットまたは保険料表をご確認ください。
- 保険事故が多発して保険収支が悪化した場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

医療等保険金の支払限度額について

医療等の保障については、この保険および同一被保険者で当社にご契約いただくすべての契約の医療等の保障について保険金支払額を通算し、年間(契約期間内)に発生した事故に対する支払保険金額の合計は80万円が限度となります。限度額に達した場合、以後の保険金は支払われません。

保険料について

- 各プランの保険料については、パンフレットにてご確認ください。保険料は、被保険者の性別および契約年齢(契約日時点での満年齢)により異なりますので、お申込みの際にはパンフレットにてご確認ください。継続契約については継続日の被保険者の満年齢により保険料を計算します。このため、被保険者の年齢により保険料が上がる場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 保険事故が多発して保険収支が悪化した場合には、保険料の増額を行うことがあります。

個人賠償責任保険について

個人賠償責任保険は、1家族1契約となります。ご家族でご加入の場合でも、てん補限度額は1,000万円となります。(2人目以降は個人賠償責任保険の保険料はいただきません。)

ひたたくり損害保険について

ひたたくり損害保険について、1事故について限度5万円です。

4. ご契約のお手続きについて

保険料払込方法(お支払い方法)について

保険料は、クレジットカード払にてお支払いいただけます。

ご契約までのスケジュールと責任開始日について

クレジットカード払の契約手続について

申込書にて指定されたクレジットについて、クレジットカード会社より認証が得られた場合、契約日を払込日として当該クレジットカードにより保険料をお支払いいただけます。(お客さまとクレジットカード会社間の決済については、クレジットカードの会員規約等に基づき決済されますので、上記払込日とは異なる日となります。)

5. 保険期間および保険契約のご継続について

保険期間について

この契約の保険期間は1年間です。

保険契約の継続について

当会社より保険期間満了日の1ヶ月前までに「継続案内」を送付致します。保険契約者より、保険期間満了までに保険契約を継続しない旨のご通知をいただかない限り、保険契約は保険期間満了日の翌日(継続日)から1年間継続されます。

6. 解約返戻金・配当金について

解約返戻金について

ご契約を解約される場合は、弊社契約センターまでご連絡ください。解約返戻金は、解約日から保険期間の満了日までの未経過月数(1ヶ月未満の端数は切り捨てます)に対して月割をもって計算した額とします。

配当金について

この保険には、配当金はありません。

Ⅱ. 注意喚起情報(ご契約の際にご注意いただきたい事項) ①

1. クーリングオフについて

クーリングオフ制度とは

クーリングオフ制度とは、保険契約者がお申込みから一定期間であればお申込みの撤回ができる制度です。本契約については法令に定めるクーリングオフの対象となる契約ではありませんが、当社独自の制度としてクーリングオフ制度を設けています。なお、継続契約にはこの制度はありません。

クーリングオフをご希望の場合

クーリングオフをご希望の場合は、お申込み日より10日以内に、書面にてその旨をご通知ください。

宛先

イオン少額短期保険株式会社 クーリングオフ受付係
〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬1-6
NTT幕張ビル12階

(書面にご記載いただく事項)

- ご契約をクーリングオフする旨の内容。
(事例「下記の保険契約をクーリングオフいたします。」
(○ ご契約を申込みされた方の住所・氏名・連絡先電話番号。)
(○ ご契約を申込みされた年月日、保険名、保険のご加入プラン。)

2. 告知について

告知義務とは

保険契約者と被保険者は、契約の申込みをされるときに現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など当社がお尋ねする重要なことについて、ありのままを正しく告知していただく義務があります。これを「告知義務」といいます。

告知が事実と相違する場合

申込書・告知書に記載いただいた告知内容が、事実と違った場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、当社は「告知義務違反」として契約を解除することがあります。この場合、すでにお支払いいただいた保険料はお返しいたしません。

保険契約者のご住所変更等の通知

保険契約者のご氏名、ご住所に変更が生じた場合は遅滞なくその旨を当社にご通知をお願いいたします。

3. 責任開始日(保険始期)について

お申込みいただいた内容につき、当社が引受を承諾した場合、クレジットカード払にて保険料をお支払いいただけます。申込書に記載した契約希望日、あるいは申込書の会社への到着日(代理店が申込書を受領した場合には、その受領日を到着日とします。)のいずれか遅い日とします。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合については、I. 契約概要の2. 保障内容についてをご参照ください。

5. 少額短期保険業者の保険契約の引受制限について

当会社(少額短期保険業者)が引き受けることが出来る保険契約の要件は保険業法により下記のとおり定められています。

保険期間について

保険期間は生命保険の場合は1年以内、損害保険の場合は2年以内となります。(保険業法施行令第1条の5)

保険金額の上限について

被保険者1名あたりの保険金額の上限は区分ごとに下記のとおり定められています。(保険業法施行令第1条の6第1～第7号)

施行令上の区分	限度額
① 死亡保険	300万円
② 傷害疾病保険	80万円
③ 重度障害保険	300万円
④ 傷害による重度障害保険	600万円
⑤ 傷害による死亡保険	600万円(死亡保険を含む場合)
⑥ 損害保険	1,000万円
⑦ 低発生率保険	1,000万円

被保険者あたりの保険金額合計について

被保険者1名あたり、引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は2,000万円(低発生率保険以外のすべての保険の保険金額の合計額は、1,000万円)が上限となります。(保険業法施行規則211条の30第3号口)

保険契約者あたりの保険金額の上限について

保険契約者1名あたり、引き受ける保険金額の上限は上表の各区分の限度額の100倍までとなります。(保険業法施行規則211条の30第3号ハ)

6. 保険料のお支払いがなかった場合の取扱い

クレジットカードの認証が行われなかったことにより保険料の請求ができない場合、保険契約のお申込みがなかったものとします。

7. 解約返戻金・配当金について

解約返戻金について

ご契約を解約される場合は、弊社契約センターまでご連絡ください。解約返戻金は、解約日から保険期間の満了日までの未経過月数(1ヶ月未満の端数は切り捨てます)に対して月割をもって計算した額とします。

配当金について

この保険には、配当金はありません。

8. 保険契約の継続時の契約条件の見直しについて

保険契約の継続時に、保険料の計算方法、保険金額等の契約条件を見直す場合があります。また、継続契約のお引受けを行わない場合があります。

II. 注意喚起情報(ご契約の際にご注意いただきたい事項) ②

9. 補償重複について

以下の補償については、補償内容が同様の保険契約(家財保険以外の保険契約にセットされる特約や当会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

補償が重複する可能性のある主な補償	
この保険に含まれる補償	個人賠償責任補償
補償の重複が生じる他の保険契約の例	自動車保険、火災保険、傷害保険 など

10. 指定紛争解決機関について

当会社はお客さまからお申し出いただいた苦情等については、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当会社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032

東京都中央区八丁堀三丁目12番8号 HF 八丁堀ビルディング2階

TEL.0120-82-1144 FAX.03-3297-0755

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00

受付日：月曜～金曜(祝日および年末年始休業期間を除く)

11. その他法令で注意喚起が必要とされている事項

想定外の事象が発生した場合

保険事故が多発して保険収支が悪化した場合に、保険料の増額や保険金額の減額(契約引受条件の見直し)を行うことがあります。

万一当会社が破たんした場合

万一当会社が経営破たんした場合であっても、「損害保険契約者保護機構」、「生命保険契約者保護機構」による保護はございません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

12. 反社会的勢力に対する基本方針について

当会社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、(いわゆる反社会的勢力)による被害を防止するために、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

個人情報に関する重要事項

(お客さまに関する個人情報のお取り扱いについて)

1. 個人情報の利用目的について

当会社は、個人情報を次の目的のために必要な範囲で利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
- 保険金のお支払い手続き
- 当会社または当社の提携会社からの各種商品やサービスのご案内
- 当会社の商品に関する業務・サービスの充実や各種の調査

2. センシティブ情報の取得・利用について

お客さまの告知情報などのセンシティブ情報(機微情報)については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17に基づき業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。当会社は、少額短期保険業務の適切な運営に必要な範囲において、最小限のセンシティブ情報を取得・利用します。これらのセンシティブ情報については、業務上必要な範囲で契約者、被保険者、保険金受取人および少額短期保険募集人に提供する場合があります。

3. 契約情報の開示

当会社は、契約者・被保険者以外からの契約内容などのお問合せにはお答えすることはありません。

4. 個人情報の第三者への提供に関して

当会社は、次の場合を除いて、お客様の同意なく、お客さまの個人情報を第三者に提供することはありません。

- 業務上必要な範囲で、業務委託契約に基づく業務委託会社等に取り扱いを委託する場合
- 再保険契約の締結や再保険金の受領など、再保険手続きに関して必要な場合
- 保険制度の健全な運営を維持または不正な保険金請求を防止するために、他の保険業に係る企業・団体・協会等と共同利用する場合
- 各種法令に基づく場合
- 生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、お客さまの同意を得ることが困難な場合

5. 個人情報の開示等の手続きについて

当会社で保有するお客さまご自身の個人情報について、利用目的の通知、内容の訂正・追加・削除・利用の停止、消去および第三者への提供の停止(以下、「開示等」という。)の求めがあった場合には、遅滞なく対応します。下記のお客さま相談室へ連絡してください。開示等手続き(受付窓口、受付時間、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えいたします。また、開示等請求手続きにつきましては、当会社のホームページにてお知らせしております。

6. 本重要事項説明書の内容にご同意いただけない場合

当会社は、お客さまがご契約にあたり必要な記載事項(ご契約の申込書でお客さまが記載すべき事項)の記載をご希望されない場合および本重要事項説明書の内容の全部または一部をご承認いただけない場合、ご契約をお断りすることがあります。

7. お問合せ窓口

当会社は、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当会社の個人情報の取り扱いや個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

イオン少額短期保険株式会社

お客さま相談室(責任者：お客さま相談室長)

〈個人情報の開示・訂正・削除・苦情・相談等の窓口〉

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3-22 テラスクエア4階

TEL.03-6895-0962 FAX.03-6895-0990

受付時間 9：00～18：00(土日祝祭日を除く)

8. その他

当会社は、お客さまサービスの向上のため、お客さまからのご連絡事項、ご要望等を正しく理解し、適切な対応をとらせていただくことを目的として、電話による会話を録音させていただいております。当録音内容については、業務の適切な運営に必要な用途に限り使用いたします。

支払い時情報交換制度

当会社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取り消しもしくは、無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

当会社へのご連絡・お問い合わせの際にご注意いただきたい点について

- 個人情報保護のため、当会社は、契約者・被保険者ご本人様(保険金ご請求時には保険金受取人様)以外の方からのお問い合わせをいただいた場合には、お客さまの契約情報についてお答えすることはできません。
- 本人確認のため、ご住所、生年月日等を確認させていただくこととしておりますのでご了承下さい。
ご契約に関する照会やご連絡の際には、保険証券をお手元にご用意ください。

ご契約に関する変更手続き、各種お問い合わせ

- 転居される場合、契約者様・被保険者様が改姓された場合や町名変更等があった場合には、お手数でも当会社の契約センターへすぐにお知らせ下さい。
- 契約者名変更、契約変更手続きも契約センターにて承っております。

イオン少額短期保険 契約センター



0120-956-356

受付時間：平日 9:00～18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

保険金のご請求、お問い合わせ

- 保険金のご請求、ご相談、お問い合わせについては、当会社請求センターにて承っております。
- 保険金のご請求については、お早めに請求センター宛にご連絡をお願い致します。ご請求内容に応じて必要書類やお手続きについて、請求センターよりご案内をさせていただきます。

イオン少額短期保険 請求センター



0120-953-560

受付時間：24時間・365日

主な保険用語のご説明

約款	保険契約の内容を定めたものをいいます。
保険金	事故が発生した際に、当会社が保険契約に基づきお支払いするお金のことをいいます。
保険契約者	保険契約者の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者をいいます。
被保険者	その者の死亡に関し、保険者が保険給付を行うことになるもの、または、その者を傷害または疾病に基づき保険者が保険給付を行うこととなる者をいいます。
保険金受取人	保険給付を受ける者として契約で定める者をいいます。
契約日	保険契約が成立し、保険期間が開始される日をいいます。この日を基準に契約年齢が計算されます。
契約年齢	契約日における被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。1年未満の端数については、切り捨てて計算します。契約後の被保険者の年齢は、契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。
責任開始日(契約日)	当会社が保険契約上の補償を開始する日をいいます。本契約では、責任開始日を契約日とします。
保険期間	当会社が保険契約に基づいて責任を負う期間のことをいいます。
保険料	保険契約の対価として、保険契約者から当会社へお支払いいただくお金のことをいいます。
月単位の契約応当日	保険期間中に迎える、契約日に対応する月ごとの応当日をいいます。
告知義務	当会社が告知事項として保険契約者・被保険者にお尋ねした事項について、ありのままに正しくお答えいただく義務をいいます。
告知義務違反	告知した内容が事実と相違していることをいいます。この場合、当会社は「告知義務違反」として、契約を将来に向かって解除する場合があります。また、「告知義務違反」の場合、保険金が支払われない場合があります。
解除	保険契約者・被保険者の告知義務違反によって、当会社の意向により保険契約を将来に向かって終了させることをいいます。
無効	保険契約の効力が契約成立のときから生じないことをいいます。
解約	保険契約者の意向で、保険契約を将来に向かって終了させることをいいます。
解約返戻金	保険契約が解約された場合に、契約者に払戻されるお金をいいます。月払の場合、解約返戻金はありません。年払の場合、解約日から保険期間の満了日までの未経過月数(1年未満の端数は切捨てます。)に対し、月割をもって計算した額とします。